



住宅の耐震診断 してみませんか？

「また大きな地震が来てもうちは大丈夫だろうか？」
「今住んでいる住宅の強さはどの程度か知りたい」
などをお考えの皆さん、是非お申し込みください。

対象となる木造住宅

盛岡市内の次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。(なお、昭和56年6月1日以降に増築等を行っている住宅は対象外となる場合があります。)
- ② 平家建て又は2階建ての一戸建て住宅であること。(申込者は対象住宅の所有者に限ります。)
- ③ 木造在来軸組工法または伝統的工法のもの。(枠組壁工法、丸太組工法などではないもの。)

募集期間及び募集戸数

広報紙やチラシなどでお知らせします。

耐震診断の料金

耐震診断料は、1棟あたり31,429円です。そのうち、盛岡市が28,286円を負担しますので、**自己負担は3,143円**です。

ご注意下さい

○点検商法・サービス商法にご注意ください。

盛岡市の派遣する耐震診断士は、岩手県が「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」により認定した建築士で、「認定証」を携帯していますのでご確認ください。

○本事業は「一般診断法」(一般財団法人 日本建築防災協会/木造住宅の耐震診断と補強方法)により、建物の耐震性能の目安を判断するものです。

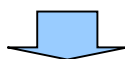
お申込み・お問い合わせ先

〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2 都南分庁舎2階
盛岡市 都市整備部 建築指導課 防災係
電話601-3387

～ 木造住宅耐震診断のながれ ～

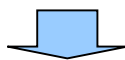
【申し込み】

- 盛岡市木造住宅耐震診断申込書
申込書は盛岡市ホームページからダウンロードの他に、都南分庁舎2階の建築指導課、盛岡市役所本館1階窓口案内所、玉山総合事務所2階総務課 及び 青山・太田・繫・築川各支所 の各窓口にもございます。
- 住宅の図面
平面図等の図面を出来るだけご用意ください。（図面が無い場合でもお申込み出来ます。）
- 着工年の分かる資料
固定資産税(土地・家屋)課税明細書、建築確認通知書、確認検査済証、工事請負契約書、登記簿謄本等のうち、いずれかの写しを必ずご用意ください。（詳しくは申込書にも記載しています。）
- 申込書に必要な事項を記入のうえ必要書類の写しを添えて、盛岡市建築指導課（都南分庁舎2階）まで 持参 又は 郵送 してください。



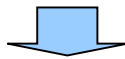
【決定通知】

事業の対象となることを盛岡市が確認し、担当する岩手県木造住宅耐震診断士（以下、耐震診断士）を選定し、その氏名及び所属等を記載した『盛岡市木造住宅耐震診断実施承認通知書』を申請者へ送付します。



【調査日の調整】

現地調査の日時調整のため、担当する耐震診断士から、直接電話で連絡をいたします。



【現地調査】

耐震診断士が訪問し住宅の調査を行います。その際に、耐震診断士に3,143円をお支払い下さい。なお現地調査は建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押入れ等から可能な限り調査します。



【診断結果の通知】

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、盛岡市より文書で通知します。

【その他】

耐震診断後に、診断書の詳細な説明や補強工事の方法及び改修費用についてなどの相談をご希望される方には、県の耐震相談支援事業により『無料』で耐震相談員を派遣する事が出来ますので、耐震診断実施後に盛岡市建築指導課までお問い合わせください。

～ こんな場合は耐震診断の対象になるの？ ～

- 昭和56年6月1日以降に住宅の増築をしている。
- 木造2階建てであるが1階の一部が店舗併用である。
- 住宅の所有者は自分自身であるが、現在貸家として他人が住んでいる。

※このような場合は、対象となるか又は対象外かを判断させていただきますので、盛岡市建築指導課にご相談願います。